

**【別紙1】**

**令和5年度**

**輸入まぐろ類流通管理事業に係るまぐろ類  
流通管理データベースの運用・保守及びサーバのOS  
等バージョンアップ業務仕様書**

**農林水産省**

## 目次

1	調達案件の概要	4
	(1) 調達件名	4
	(2) 調達の背景	4
	(3) 調達目的及び調達の期待する効果	4
	(4) 業務・情報システムの概要	4
	(5) 契約期間	6
	(6) 作業スケジュール	7
2	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等	8
	(1) 調達範囲	8
	(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件	8
3	情報システムに求める要件	9
	(1) まぐろ類流通管理データベース運用・保守業務要件	9
	(2) その他	10
4	作業の実施内容	14
	(1) まぐろ類流通管理事業の業務	14
	(2) 情報システムの運用・保守	15
	(3) まぐろ類流通管理データベースのサーバの OS 等バージョンアップ業務	17
	(4) 引継ぎ	19
	(5) 定例会等の実施	20
	(6) 情報資産管理標準シートの提出	20
	(7) 成果物	20
	(8) 成果物の納品方法	22
	(9) 納入条件等	22
	(10) 成果物の納品場所	22
5	作業の実施体制・方法	23
	(1) 作業の実施体制及び作業要員に求める資格等の要件	23
	(2) 作業場所	24
	(3) 作業の管理に関する要領	24
6	作業の実施に当たっての遵守事項	25
	(1) 機密保持、資料の取扱い	25
	(2) 個人情報の取扱い	25
	(3) 法令等の遵守	26
	(4) 標準ガイドラインの遵守	26
	(5) その他文書、標準への準拠	26
	(6) 情報システム監査	27
	(7) セキュリティ要件	28
7	成果物の取扱いに関する事項	29
	(1) 知的財産権の帰属	29
	(2) 契約不適合責任	29
	(3) 検収	30
8	入札参加資格に関する事項	31
	(1) 競争参加資格	31
	(2) 受注実績	31
	(3) 複数事業者による共同提案	31
	(4) 応募制限	31

9	再請負に関する事項.....	33
	(1) 再請負の制限及び再請負を認める場合の条件 .....	33
	(2) 承認手続.....	33
	(3) 再請負先の契約違反等.....	33
10	その他特記事項.....	34
	(1) 前提条件等.....	34
	(2) 入札公告期間中の資料閲覧等.....	34
	(3) その他.....	35
11	附属文書.....	36

## 1 調達案件の概要

### (1) 調達件名

令和5年度輸入まぐろ類流通管理事業に係るまぐろ類流通管理データベースの運用・保守及びサーバのOS等バージョンアップ業務

### (2) 調達の背景

水産庁国際課（以下「担当部署」という。）では、我が国が責任ある漁業国・市場国として、国際的な漁業管理機関（以下、「地域漁業管理機関」という。）の資源管理措置を遵守するとともに、資源管理措置に反して漁獲された不正なまぐろ類が国内市場に搬入・流通することを防ぐため、外国為替及び外国貿易法第52条の規定（根拠法令）に基づき、冷凍まぐろ類を輸入する場合に事前確認において、輸入しようとするまぐろ類が、不正なまぐろ類ではない地域漁業管理機関の措置を遵守していることを確認する必要があるほか、地域漁業管理機関の措置に基づく漁獲証明書及び統計証明書の情報を地域漁業管理機関に定期的に報告する必要があることから「輸入まぐろ類流通管理事業」において、漁獲証明書及び統計証明書等の情報の管理・集計・分析を実施する必要がある。現在、これらの管理・集計・分析は、現行システム「まぐろ類流通管理データベース」を活用して行っている。

また、本事業で使用する現行システム「まぐろ類流通管理データベース」は経年により、サーバのOS等バージョンアップが必要な状況にあることから、令和5年度の本事業ではサーバのOS等バージョンアップを行う必要がある。

このため、本事業では、まぐろ類流通管理データベースの運用・保守及びサーバのOS等バージョンアップ業務を行う。

### (3) 調達目的及び調達の期待する効果

本業務は、地域漁業管理機関の資源管理措置を遵守せずに漁獲・蓄養された不正な水産物の輸入を未然に防ぐことに加え、漁獲証明制度及び統計証明制度等による管理・集計・分析を、まぐろ類流通管理データベースを運用・保守して行うことで、責任ある市場国として輸入管理制度を適正に実施し、もって、地域漁業管理機関の保存管理措置の遵守及び国際交渉上で優位な立場を確保する。また、経年により必要となる管理システムのサーバのOS等バージョンアップを行い、作業を確実に実施できる体制を構築する。

### (4) 業務・情報システムの概要

輸入まぐろ類流通管理事業の主な業務及びまぐろ類流通管理データベースの概要は次のとおりである。

- ① 各地域漁業管理機関(※)に登録された正規許可漁船・蓄養場をリスト化（ポジティ

ブリスト) し、これを常に更新することにより、IUU (違法、無報告、無規制) 漁船による違法漁獲物を排除するため、ポジティブリスト調査を行う。

(※)WCPFC (中西部太平洋)、IATTC (東部太平洋)、IOTC (インド洋)、ICCAT (大西洋)、CCSBT (みなみまぐろ)

- ② 各地域漁業管理機関が定めている勧告の輸入国による遵守状況を調査するため、各地域漁業管理機関の勧告に基づき提出された、漁獲証明書及び統計証明書について、システムを活用して入力・集計・分析を行う。
- ③ 輸入注意事項に基づき紙媒体で提出される事前確認申請書について、システムを活用して入力・集計を行う。
- ④ NACCS 貿易管理サブシステムを活用した冷凍まぐろ類の輸入に係る電子申請について、申請データを、システムを活用して集計を行う。
- ⑤ 輸出国の各地域漁業管理機関が定めている勧告の遵守状況を調査するため、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づき提出された、
  - i) 冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書
  - ii) 冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書等について、システムを活用して入力・集計・分析を行う。
- ⑥ まぐろ類流通管理データベースは、まぐろ類流通管理入力システムによって、各種の申請書類等 (漁獲証明書、統計証明書を含む) の画像及びテキストデータをまぐろ類流通管理データベースに入力し、入力されたデータを適切に抽出・集計・検索でき、各地域漁業管理機関が定めている国別・魚種別漁獲枠と我が国の輸入量とを比較・分析するシステムである。令和5年10月のサーバのOSのサポート切れに備え、現行サーバのOS等バージョンアップ、既存データ移行及びアプリ等の動作確認、復旧等のほかシステムの保守、管理を行う。なお、更新するサーバの性能は、現行システムが稼働するために十分なものとする。また、地域漁業管理機関の規制の変更 (漁獲証明書制度の魚種の追加や証明書の様式変更等) 等に伴い必要となるシステムの設定変更等を行う。また、別途調達を行う「令和5年度まぐろ類流通管理データベースの効率化調査及びシステム更改に係る要件定義書作成等業務」について、当該事業受託者が行う調査に協力し、次期システムの構成案や業務アプリケーション等に係る情報提供や技術的支援を行う。
- ⑦ ①～⑥の結果を取りまとめ、事業終了日までに報告書として提出を行うほか、水産庁が各地域漁業管理機関等へ提示するために必要な資料を求めた場合は、上記集計結果データを活用し、水産庁の求めに応じた資料の作成、提出を行う。
- ⑧ ③の申請に係る紙媒体を保管し、保存期間が過ぎた書類について水産庁から指示があった場合には、期限までに指定の場所に送付等する。

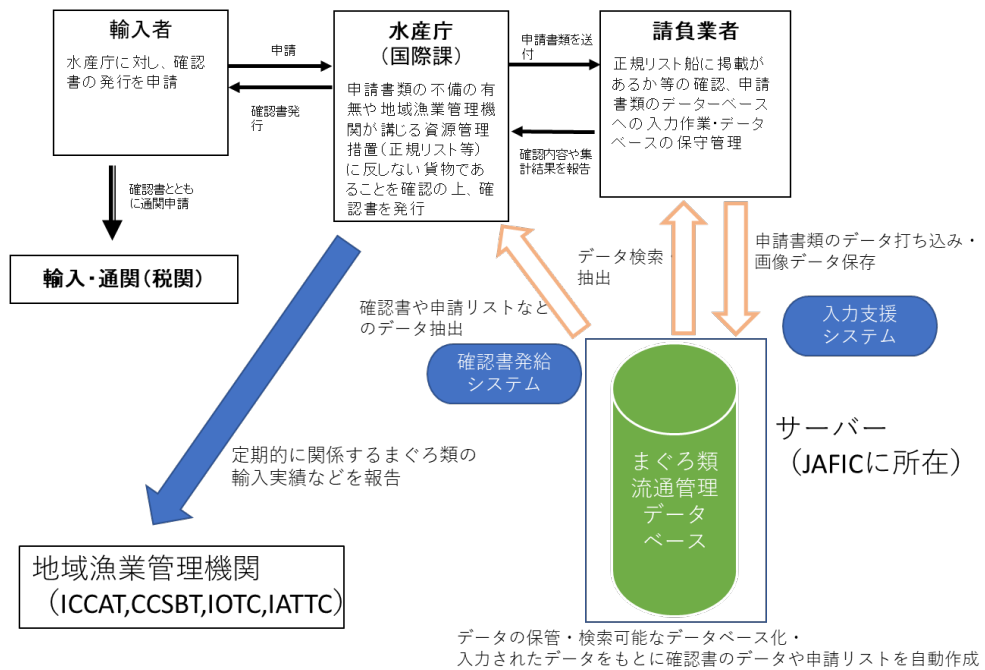


図 1 輸入まぐろ類流通管理事業の業務の概要

(5) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 作業スケジュール

令和5年度の作業スケジュールは次のとおり想定している。

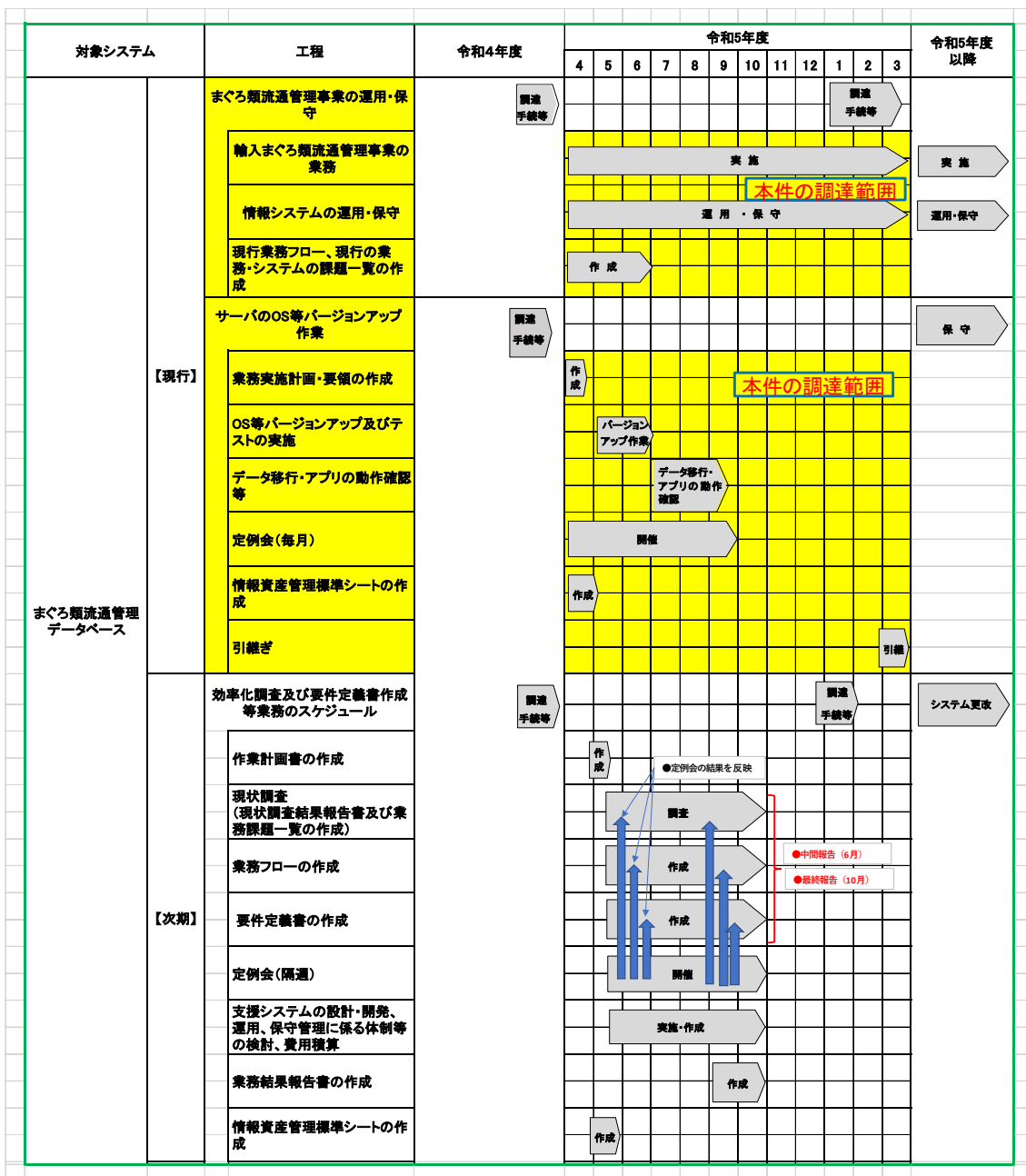


図 2 作業スケジュール

## 2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

### (1) 調達範囲

本調達では、まぐろ類流通管理データベースを適切に運用・保守するとともにまぐろ類流通管理データベースに係るサーバのOS等バージョンアップ業務及び輸入まぐろ類流通管理事業の業務を行うものとする。

### (2) 調達案件及びこれと関連する調達案件

調達案件名：令和5年度輸入まぐろ類流通管理事業に係るまぐろ類流通管理データベースの運用・保守及びサーバのOS等バージョンアップ業務

調達方式：企画競争

実施時期

入札公告：令和5年1月下旬ごろを予定

落札者決定：令和5年3月中旬ごろを予定

#### 【関連する調達案件】

- 調達案件名：令和5年度まぐろ類流通管理データベースの効率化調査及びシステム更改に係る要件定義書作成等業務

調達方式：一般競争入札（最低価格落札方式）

実施時期

入札公告：令和5年2月下旬ごろを予定

落札者決定：令和5年4月中旬ごろを予定

### 3 情報システムに求める要件

運用・保守業務に当たって必要な要件は以下のとおり。

#### (1) まぐろ類流通管理データベースの運用・保守業務要件

- ① システムの円滑な運用を期するため、空白期間を生じさせることなく、1年間を通じ、必要な保守・運営を行い、資源管理情報等を収集する。
- ② 本事業の受託者は、原則として、令和4年度事業の受託者（以下「令和4年度受託者」という。）から本システム及び過去の資源管理情報（分析・加工したものを含む。）を承継する。

ただし、何らかの事由で本システムを令和4年度受託者から承継できない場合は、本事業の受託者は、自己の負担で令和5年3月31日日本時間24時までに本システムが有するのと同等の質と能力と備えたシステム（機器等整備を含む。）を新たに構築し、令和4年度受託者から過去の資源管理情報を承継することにより、令和5年4月1日日本時間0時から遅滞なく本事業を開始できるようにしなければならない。
- ③ 本システムを令和4年度受託者から承継できず、やむなく新たに本システムを構築せざるを得ない場合であって、本事業の受託を希望する者は、企画提案書に「ネットワークシステムの新規開発理由書（様式自由）」を添付することとする。
- ④ 受託者は、システムが円滑に機能することを目的として、また、国際的な漁業管理機関において合意された資源管理措置の内容を正確に理解した上で、確実に実施し、違法なマグロを輸入させないという最も重要な目的を達成するためには、このシステムを活用したデータの入力過程や集計過程で、違法なマグロの可能性にいち早く気づくことができる能力を有している等の専門的な知識を有する人員を常時配置する。
- ⑤ 令和4年度受託者が現在運用・管理している本システムの内容等の詳細については、本要領のほか、必要であれば事前の申し出により、「まぐろ類流通管理データベース運用マニュアル」を閲覧することができることとする。
- ⑥ 各地域漁業管理機関の勧告に基づき提出される漁獲証明書及び統計証明書、輸入注意事項に基づき提出される事前確認申請書類、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づき提出される冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書及び冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書等について、迅速な集計及び確認並びに報告を可能とするデータ入力、エラーチェック、抽出及び分析ができる。また、エラーチェックに関しては、入力前の記述不備のチェックを行い、必要に応じて補正できる。
- ⑦ 対象魚種の追加、管理水域の変更等、保存管理措置の更新が各地域漁業管理機関においてあった場合、まぐろ類流通管理データベースに更新された保存管理措置を反映させるために必要となる設定変更等を行う。

(2) その他

① 入出力項目、取扱量、データ量等

本業務における主たる入出力項目及び取扱量については、以下のとおり。

業務処理	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量	データ量	利用目的	取得元	主な利用時間帯
IOCAT Bluefintuna Catch Document 集計管理システム	入出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>太平洋漁獲のみ(大西洋および地中海漁獲は電子証明書のため、入力不要)</li> <li>●漁獲証明書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲漁船情報(船名、船籍、登録番号、全長)</li> <li>・漁獲情報(漁獲日、海域、漁法、生鮮/冷凍の別、製品形態、尾数、総重量、平均重量)</li> <li>・漁獲に対する政府認証(氏名、役職、日付)</li> <li>・貿易情報(重量、輸出地点・国名、輸出業者名・住所、仕向け先国名・地名、日付)</li> <li>・貿易に対する政府認証(氏名、役職、日付)</li> <li>・輸入業者情報(会社名・住所、輸入地点・国名、日付、担当者名)</li> <li>・漁獲名した税関名(生鮮のみ)</li> <li>・弊社付与情報(シリアルナンバー、最終輸出フラグ、重複フラグ、入力日、更新日、その他)</li> </ul> </li> <li>●再輸出証明書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間に該当する証明書なし</li> </ul> </li> </ul>	年間約 1,200件	113.5MB	資源管理	輸入業者等	12時間 (8時~20時)
CCSBT Catch Documentation Scheme 集計管理システム	入出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁獲証明書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・Doc. No., Catch Tagging Form No</li> <li>・天然/蓄養情報(天然 漁獲船名、登録番号、旗国名/蓄養 CCSBT Farm No.、蓄養場名、Doc. No. of Associated Farm Stocking Form)</li> <li>・漁獲情報(生鮮/冷凍の別、製品形態、漁獲時期、漁法、漁獲海域番号、重量、尾数、加工場名・住所、漁獲に対する政府認証(氏名、役職、日付))</li> <li>・転載情報(漁獲船 船長名・日付・登録番号・旗国名、転載を受け取る 船長名・日付、転載立会い人 氏名・日付)</li> <li>・輸出地・国名または転載海域番号、仕向け先国名</li> <li>・輸入情報(輸入地点・国名、輸入業者名・住所・日付、輸入時製品形態・重量)</li> </ul> </li> <li>●再輸出または水揚げ後の国産品国内流通後の証明書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・Doc. No.</li> <li>・全量輸出/部分輸出の別</li> <li>・基本となるGMF Doc. No.</li> <li>・輸入地点・国名、輸入業者名</li> <li>・先立GMF情報(生鮮/冷凍の別、製品形態、重量、尾数)</li> <li>・再輸出情報(生鮮/冷凍の別、製品形態、重量、尾数)</li> <li>・仕向け先国名または漁業主体</li> <li>・輸出業者情報(氏名・日付・会社名)</li> <li>・輸出に対する政府認証(氏名、役職・日付)</li> <li>・輸出業者情報(輸入地点・国名または漁業主体・会社名・住所・氏名・日付)</li> <li>・弊社付与情報(シリアルナンバー、最終輸出フラグ、重複フラグ、入力日、更新日、その他)</li> </ul> </li> </ul>	年間約 1,020件	35.1MB	資源管理	輸入業者等	12時間 (8時~20時)
IOCAT めばち輸入統計証明書 集計処理システム	入出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●統計証明書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・Doc. No.</li> <li>・旗国、漁獲船名情報(旗国名またはチャーター国名、漁獲船名、登録番号、全長、RFMO Reg. No.)</li> <li>・輸出地情報(輸出地点・国名、または転載した緯度経度)</li> <li>・漁獲海域情報</li> <li>・漁獲情報(生鮮/冷凍の別、製品形態、漁獲時期、漁法、重量)</li> <li>・輸出業者情報(氏名・会社名・住所、日付)</li> <li>・政府認証情報(氏名、役職・日付)</li> <li>・輸入情報(会社名・住所、日付)</li> <li>・輸入地点・国名</li> </ul> </li> <li>●再輸出証明書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・再輸出国名または漁業主体</li> <li>・再輸出地点</li> <li>・輸入した漁獲情報(生鮮/冷凍の別、製品形態、重量、漁獲した国名または漁業主体)</li> <li>・輸出する製品情報(生鮮/冷凍の別、製品形態、重量、備考)</li> <li>・輸出業者情報(氏名・会社名・住所、日付)</li> <li>・政府認証情報(氏名、役職・日付)</li> <li>・輸入情報(会社名・住所、日付)</li> <li>・輸入地点・国名</li> <li>・弊社付与情報(シリアルナンバー、最終輸出フラグ、重複フラグ、入力日、更新日、その他)</li> </ul> </li> </ul>	年間約 7,150件	148MB	資源管理	輸入業者等	12時間 (8時~20時)
IOCAT めかじ輸入統計証明書 集計処理システム	入出力	めばち輸入統計証明書集計処理に同じ	年間約 3,300件	96.5MB	資源管理	輸入業者等	12時間 (8時~20時)
検査ケンNEO	入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様式1(冷凍まぐろを輸入しようとする場合の報告書)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書名・住所、報告年月日</li> <li>・漁獲した漁船情報(船名、船籍、前船名・前船籍)</li> <li>・漁業種類</li> <li>・IMO番号</li> <li>・製造年、建造所、国名</li> <li>・全長、登録表</li> <li>・所有者 会社名・住所</li> <li>・使用者 会社名・住所</li> <li>・運送に関する情報(運送方法、船名、航海番号、運送会社名、陸揚予定港、船荷証券番号)</li> <li>・輸入予定年月日</li> <li>・輸入後の販売先</li> <li>・輸入しようとする冷凍まぐろ類の魚種別情報(魚種、製品形態、魚種、漁獲時期、漁獲海域、船積み地)</li> </ul> </li> <li>●様式2または検査書、入庫書(冷凍まぐろを輸入した場合の報告書)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する様式1の受付番号</li> <li>・輸入年月日</li> <li>・様式1による報告年月日</li> <li>・船名 船籍</li> <li>・輸入したまぐろ類の魚種別情報(魚種、製品形態、魚種、漁獲時期、漁獲海域、船積み地)</li> </ul> </li> <li>・その他付与情報(シリアルナンバー、入力日、更新日、その他)</li> </ul>	年間約 15,000件	370.0MB	資源管理	輸入業者等	12時間 (8時~20時)
外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告書システム	入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告者住所、記入者名、報告年月日</li> <li>・漁船情報(漁船名、船籍、RFMO登録番号)</li> <li>・航海期間</li> <li>・漁獲時期</li> <li>・漁獲海域(外国等水域または公海等)</li> <li>・群れの型</li> <li>・群れ日数、操業回数</li> <li>・航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量(メバチ、キハダ、カツオ、ソウダガツソ、ビンナガ、その他魚種)</li> <li>・その他付与情報(シリアルナンバー、重複フラグ、入力日、更新日、その他)</li> </ul>	年間約 650件	7.0MB	資源管理	輸入業者等	12時間 (8時~20時)
一元化に伴う漁獲書用発行用データ作成システム	入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者名、申請年月日</li> <li>・受付番号</li> <li>・輸入の内訳(関税率表の番号等、商品名、数量、原産地、船積地域及び船積地)</li> <li>・輸入の内訳II(漁獲した漁船名(1隻~100隻程度、商品別数量、商品別合計数量))</li> </ul>	年間約 6,940件	25.5MB	資源管理	輸入業者等	12時間 (8時~20時)
漁獲申請出力・管理システム	入力	同上	年間約 6,940件	25.5MB	資源管理	輸入業者等	12時間 (8時~20時)

- ② 信頼性（完全性要件）に関する事項  
 機器等の故障や誤操作に起因するデータの滅失や改変の防止、処理結果の信頼性確保、データの真正性確保に係る対策要件については、以下のとおり。
- ア 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
  - イ 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
  - ウ データの複製や移動を行う際に、データが毀損しないよう、保護すること。
  - エ データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。
- ③ 拡張性に関する事項  
 まぐろ類流通管理データベースについては、我が国へのまぐろ輸入申請が増加していくことが見込まれるため、データ保存領域の拡張等が容易に可能な構成とすること。
- ④ 中立性に関する事項  
 中立性として、求める要件は以下のとおり。
- ア 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダーの技術に依存しない、汎用性のある技術仕様に基づくものとする。
  - イ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、全て汎用性のあるインタフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
  - ウ 導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC等）が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。
- ⑤ 情報セキュリティに関する事項  
 システム環境のセキュリティ向上を目的とした対策を実施することとし、その水準は、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を遵守した内容となるよう努めることとする。
- ⑥ 運用に関する事項  
 運用要件については、以下のとおり。
- ア 運転管理・監視  
 運転管理・監視の要件については、以下のとおり。

**表 1 運転管理・監視要件**

作業名	作業概要	管理・監視項目
死活監視	本システムを構成する機器類の障害発生状況等を把握するために、機器の通信状態の変化や再起動の状況を監視すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再起動回数</li> <li>・機器応答率</li> <li>・機器応答時間 等</li> </ul>

作業名	作業概要	管理・監視項目
稼働状況監視	本システムの稼働状況や利用状況の監視、ソフトウェアライセンス数の把握等を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働率</li> <li>CPU使用率</li> <li>メモリ空き容量</li> <li>HDD空き容量</li> <li>情報システム利用状況(アクセス数、利用者数)</li> <li>ソフトウェアライセンス数 等</li> </ul>
セキュリティ監視	情報セキュリティに関する事象の発生状況を監視すること。具体的な要件については、「第3. 10. 情報セキュリティに関する事項」を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセス件数</li> <li>ウイルス検知数</li> <li>不正侵入検知数 等</li> </ul>
構成管理	ハードウェアやソフトウェア製品、ネットワーク等の情報システムを構成する資産の管理を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成変更件数 等</li> </ul>
ネットワーク管理	ネットワークの稼働状況や利用状況の監視を行うこと。また、ネットワーク機器や管理すべきサービスの構成情報(IPアドレス、ポート接続情報、回線情報等)を管理すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>回線使用率</li> <li>ネットワーク障害発生件数</li> <li>ネットワーク機器故障率</li> <li>ネットワーク構成変更件数 等</li> </ul>
防犯監視	施設・区域等に対する物理的な不正侵入や火災の発生有無等を監視すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>物理的な不正侵入発生状況</li> <li>火災発生状況 等</li> </ul>

イ 運用サポート業務

運用サポート業務の要件については、以下のとおり。

表2 運用サポート業務要件

作業名	作業概要	管理項目
バックアップ管理	本システムにおけるデータのバックアップ管理を行うこと。具体的な要件については、「第3. 5. 信頼性に関する事項」を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定時バックアップ率</li> <li>バックアップ実施回数</li> <li>バックアップデータからの復旧回数 等</li> </ul>
障害復旧対応	障害発生時に影響度等の分析を行った上で、障害による影響を最小限にとどめ、本システムの復旧作業を行うこと。具体的な要件については、「第3. 9. 継続性に関する事項」を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害復旧時間 等</li> </ul>
情報システムの設定変更	農林水産省からの依頼内容に基づき、情報システムの設定変更等を行うこと(年2回程度を想定)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムの設定変更件数 等</li> </ul>

作業名	作業概要	管理項目
セキュリティパッチ運用等業務	農林水産省からの依頼内容に基づき、セキュリティパッチの適用やアップデートを実施すること(月1回程度を想定)。	・セキュリティパッチ適用件数 ・アップデート実施件数 等

⑦ 保守に関する事項

保守用件については、システムの運用に空白期間が生じさせないため、以下を満たすこと。

ア まぐる類流通管理データベースの各プログラムの不具合については、9時から18時(行政機関の休日を除く。)の間、の不具合を受け付け、原因説明やシステム復旧を速やかに行うこと。

イ ハードウェアの状態について定期的(1年に**2回**程度)に点検を行い、稼働状況について確認を行い、ハードウェアの部品等についても、稼働による損耗等による障害を防止するために部品等についてあらかじめ交換を行う。

ウ ソフトウェアのアップデートやサポート対応、データの保守等についても、適切に対応すること。

#### 4 作業の実施内容

業務は、次により実施するものとする。

本事業の受託者は、次に掲げる事項に留意し、以下の（１）から（１０）までに係る業務を担うものとする。

- ・受託者は、水産庁資源管理部国際課（以下「担当部署」という。）と随時協議を行うこと。
- ・担当部署との協議の内容は、受託者の責任において議事録に整理し、内容について担当部署の承認を得ること。議事録は、協議の実施後、原則として３日以内（行政機関の休日を除く。）に電子ファイルで担当部署にメールで提出すること。
- ・本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合その他必要がある場合は、事前に担当部署と協議し、担当部署の指示に従い対応すること。
- ・本仕様書は、上記目的に基づき実施する業務について最低限の基準を示したものである。

したがって、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務を円滑に行うために必要と認められる作業については、担当部署と協議し対応すること。なお、協議の結果、本業務では対応できないと判断された場合には、担当部署に対処方法等を提案すること。

- ・受託者は、本調達仕様書、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定：2022年4月20日以下「標準ガイドライン」という。）、解説書から、本業務の作業内容を把握した上で、契約日の翌日から7日（行政機関の休日を含まない。）以内に業務実施計画書を作成して提出し、担当部署の承認を得ること。

なお、業務実施計画書には、以下の内容を記述し、業務実施計画書の内容に変更の必要が生じた場合は、変更の理由及び変更内容とともに修正された業務実施計画書を担当部署に書面にて届け出て承認を得ること。

また、受託者は、承認を得た業務実施計画書に基づき、本業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

- ・受託者は、担当部署の指示に基づき、本業務の契約から7日以内（行政機関の休日を除く）に業務実施計画書（運用、保守業務を含む）の案を提出することとし、その後担当部署の承認を受けること。なお、記載内容は、標準ガイドラインを踏まえたものとする。

##### （１）まぐろ類流通管理事業の業務

- ① 各地域漁業管理機関（※）に登録された正規許可漁船・蓄養場をリスト化（ポジティブリスト）し、これを常に更新することにより、IUU（違法、無報告、無規制）漁

船による違法漁獲物を排除するため、ポジティブリスト調査を行う。

(※)WCPFC (中西部太平洋)、IATTC (東部太平洋)、IOTC (インド洋)、ICCAT (大西洋)、CCSBT (みなみまぐろ)

- ② 各地域漁業管理機関が定めている勧告の輸入国による遵守状況を調査するため、各地域漁業管理機関の勧告に基づき提出された、漁獲証明書及び統計証明書について、システムを活用して入力・集計・分析を行う。
- ③ 輸入注意事項に基づき紙媒体で提出される事前確認申請書について、システムを活用して入力・集計を行う。
- ④ NACCS 貿易管理サブシステムを活用した冷凍まぐろ類の輸入に係る電子申請について、申請データを、システムを活用して集計を行う。
- ⑤ 輸出国の各地域漁業管理機関が定めている勧告の遵守状況を調査するため、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づき提出された、
  - i) 冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書
  - ii) 冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書等について、システムを活用して入力・集計・分析を行う。
- ⑥ 各地域漁業管理機関が定めている国別・魚種別漁獲枠と我が国の輸入量について、システムを活用して比較・分析を行う。
- ⑦ ①～⑥の結果を取りまとめ、事業終了日までに報告書として提出を行うほか、水産庁が各地域漁業管理機関等へ提示するために必要な資料を求めた場合は、上記集計結果データを活用し、水産庁の求めに応じた資料の作成、提出を行う。
- ⑧ ③の申請に係る紙媒体を保管し、保存期間が過ぎた書類について水産庁から指示があった場合には、期限までに指定の場所へ送付等する。

## (2) 情報システムの運用・保守

- ① まぐろ類流通管理データベースの保守、管理を行うとともに、地域漁業管理機関の規制の変更（漁獲証明書制度の魚種の追加や証明書の様式変更等）等に伴い必要となるシステムの設定変更等を行う。
- ② 別途調達を行う「令和 5 年度まぐろ類流通管理データベースの効率化調査及びシステム更改に係る要件定義書作成等業務」について、当該事業受託者が行う調査に協力し、次期システムの業務、システム構成案やアプリケーション等の検討に必要な情報提供や技術的支援を行うこと。なお、現行業務については、業務フロー及び現行の業務・システムの課題一覧を 6 月末までに作成し、業務内容や課題について、当該事業者に対して説明を行い、BPR の検討に協力すること。
- ③ 受託者は、定常時運用・保守業務（システム操作、運転管理・監視、稼動状況監視等）を行うこと。具体的な実施内容・手順は標準ガイドライン「第 9 章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえて行うこと。

- ④ 受託者は、運用・保守業務の内容や工数などの作業実績状況、サービスレベルの達成状況、システムの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む。）、システムの定期点検状況、システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況について必要に応じて運用・保守作業報告書を取りまとめること。
- ⑤ 受託者は、定期的に運用実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- ⑥ 受託者は、運用・保守作業報告書の内容について、定期的に担当部署にその内容を報告すること。受託者は、運用・保守作業でプログラムの修正を行った場合、設計書等の更新を行い、テストを行った上で本番環境へ適用すること。改修の際に作成、更新した資料は、担当部署へ提出すること。
- ⑦ 受託者は、担当部署が、システム運用・保守継続計画及び運用・保守実施要領を作成又は更新することとなった場合は、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料作成や情報提供等の支援を行うこと。なお、運用計画及び運用実施要領の記載内容は、標準ガイドライン「第9章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえたものとする。
- ⑧ 受託者は、システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに担当部署に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、障害発生時運用・保守業務（障害検知、障害発生箇所の切り分け、保守事業者への連絡、復旧確認、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は担当部署の指示に基づいて行うこと。
- ⑨ 受託者は、システムの障害に関して事象の分析（発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等）を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。
- ⑩ 受託者は、災害等の発生時には、担当部署の指示を受けて、運用・保守業務を実施すること。なお、災害等の発生に備え、最低年1回は事前訓練を実施すること。
- ⑪ 受託者は、年1回、担当部署の指示に基づき、情報資産管理データとシステムの現況との突合・確認（以下「現況確認」という。）を支援すること。
- ⑫ 受託者は、現況確認の結果、情報資産管理データとシステムの現況との間の差異がみられる場合は、担当部署の指示に従い、差異を解消すること。
- ⑬ 受託者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上担当部署に報告すること。
- ⑭ 受託者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査の上担当部署に報告すること。
- ⑮ 受託者は、年間の運用・保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて作業計画に対する改善提案を行うこと。

- ⑯ 受託者は、ソフトウェアにセキュリティのぜい弱性が見つかった場合は、対応策について計画し、承認を得た上で対応すること。
- ⑰ 受託者は、保守作業でプログラムの修正を行った場合、設計書等の更新を行い、テストを行った上で本番環境へ適用すること。改修の際に作成、更新した資料は、担当部署へ提出すること。
- ⑱ 受託者は、ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、水産庁にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かの確認を受けること
- ⑲ 受託者は、水産庁が、情報システム運用継続計画を作成又は更新するにあたり、情報提供等の支援を行うこと。

### (3) まぐろ類流通管理データベースのサーバの OS 等バージョンアップ業務

受託者は、令和 5 年 10 月のサーバの OS のサポート切れに備え、現行サーバの OS 等バージョンアップ、既存データ移行及びアプリ等の動作確認等を行う。なお、企画提案により事業実施に十分なスペックを確保したうえで予算内でサーバの OS 等バージョンアップに換えて OS を含めたサーバを新規調達することは妨げない。その場合は OS 等バージョンアップに係る計画書兼結果報告書及び手順書等に換えてデータ移行に係る、計画書兼結果報告書及び手順書等を作成、提出するとともにデータの消去等必要な処理を行い、データ消去証明書等については本仕様書(3)④のキにより対応すること。また、まぐろ類流通管理データベースのサーバの OS 等バージョンアップに当たっては、担当部署が指定するソフトウェアのバージョンとするとともに、アプリケーションソフトウェアの改修を実施すること。

その他、以下の点を踏まえて実施すること。

#### ① 業務実施計画書等の作成

受託者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整合をとりつつ、担当部署の指示に基づき、プロジェクト管理支援事業者と調整の上、業務実施計画書及び実施要領の案を作成し、担当部署の承認を受けること。

なお、業務実施計画書及び業務実施要領の記載内容は標準ガイドライン「第 7 章 設計・開発」で定義されていることを踏まえるものとする。

#### ② 設計

ア 受託者は、本仕様書を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、成果物について担当部署の承認を受けること。

イ 受託者は、情報システムのサーバの OS 等バージョンアップの方法、環境、ツール、段取り等を業務実施要領に記載すること。

ウ 受託者は、運用設計及び保守設計を行い、定常時における月次の更新が必要な

ドキュメントの内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画及び保守作業計画の案を作成し、担当部署の確認を受けること。

③ 受入テスト支援

ア 受託者は、農林水産省が受入テストのテスト計画書を作成するに当たり、情報提供等の支援を行うこと。

イ 受託者は、農林水産省が受入テストを実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこと。

ウ 受託者は、農林水産省の指示に基づき、担当部署以外の情報システム利用者のテスト実施も含めて、テスト計画書作成の支援を行うこと。

④ サーバの OS 等バージョンアップ及びテストの実施

ア 受託者は、サーバの OS 等バージョンアップに当たり、保有・管理するデータの変換、サーバの OS 等バージョンアップ要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、担当部署の承認を受けること。

イ 受託者は、上記手順書に従い、データを変換・サーバの OS 等バージョンアップした後は、バージョンアップ後のデータだけでなく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。

ウ 受託者は、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、担当部署の承認を受けること。

エ 受託者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、機器の設定、テストを行うこと。

オ 受託者は、テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を担当部署に報告すること。

なお、テストの結果、アプリケーションプログラムの修正が必要な場合は対応すること。

カ 受託者は、本調達にて修正したプログラム一式を成果物として提出すること。

キ OS 等バージョンアップに換えてサーバ機器を購入する場合には現行機の処分を以下の点を踏まえ実施すること。

・機器のデータ消去

(ア) 受託者は、引き渡す物品の磁気ディスクから、農林水産省(以下、「当省」という。)に関する情報が一切流出することがないように、引取後速やかに納入場所において機器内のデータ消去を行うこと。

また、データ消去後にデータ消去の実施者以外の者によるデータ消去の

確認を行うこと。

(イ) 消去は、政府機関統一基準適用個別マニュアル群の「府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の手順書PC編策定手引書」別表1に記載されているいずれかのデータ上書き方式で行うこと。

なお、対象となる機器について、個人情報又は機密性3情報が含まれる場合は、米国国家安全保障局（NSA）方式又は米国国防省（DoD5220.22-M）方式で消去すること。

(ウ) ハードディスクが正常に動作しない等、データ消去ソフトウェアの利用が困難な場合は、事前に担当部署に連絡の上、データ消去装置の利用、磁気的な破壊又は物理的な破壊などの方法を用いて、全ての情報の復元が不可能な状態となる段階まで行い、その実施記録として、撮影したハードディスクの写真等を提出すること。

(エ) データ消去済みの機器については、データ消去完了後、受託者の責任において以下の項目を網羅した一覧表を作成し、データ消去証明書と併せてデータ消去完了後1週間以内に担当部署に提出すること。

ア. コンピュータ名及びシリアル番号（内蔵されているハードディスク固有のシリアル番号）

イ. データ消去処理方法、作業日時、作業実施者、データ消去確認者

(オ) データ消去証明書を提出した後は消去責任を負うとともに、引き渡し後に情報が漏えいした場合には担当部署に報告を行い、その損害について賠償すること。

(カ) データ消去の未実施又は未完了により情報が漏えいした場合には担当部署に報告を行い、直接又は間接的に被る損害の全てについて責任を負い、賠償を行うこと。

・機器の搬出

(ア) 引き渡す物品の搬出月日については、担当部署と協議し決定すること。

(イ) 搬出に必要な資材は受託者の負担において用意することとし、機器が破損しないよう適切な措置を行うとともに情報漏洩防止策を講じ、担当部署の指示に従うこと。

#### (4) 引継ぎ

① 受託者は、次年度の運用保守業務について、他の運用事業者が本情報システムの運用を受注した場合には、次期運用事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと。

② 受託者は、水産庁が本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者、設計・開発事業者及び次年度受託者等に対し、作業経緯、残存

課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

- ③ 受託者は、次年度の受託者にシステム環境の引継ぎを行うこと。
- ④ 受託者は、設計・開発の設計書、作業経緯、残存課題等を文書化し、運用事業者及び保守事業者に対して確実な引継ぎを行うこと。

(5) 定例会等の実施

- ① 受託者は、定例会を四半期毎（サーバの OS 等バージョンアップ業務については毎月毎）に開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。
- ② 受託者は、担当部署から要請があった場合、又は、受託者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。
- ③ 受託者は、会議終了後、3 日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に議事録を作成し、担当部署の承認を受けること。

(6) 情報資産管理標準シートの提出

- ① 受託者は、標準ガイドラインの「別紙 3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートを提出する。
- ② 受託者は、標準ガイドラインの「別紙 2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。
- ③ 受託者は、担当部署から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した情報資産管理標準シートを提出すること。

(7) 成果物

成果物一覧は以下のとおり。

表3 成果物一覧

No.	成果物の名称	概要	○：提出対象 △：該当時のみ
1	業務実施計画書	業務を計画的に進めることを目的として提案書等に基づき、業務の工程について詳細化した計画を定めたもの。	○
2	業務実施要領	業務を適正に管理し、その状況を可視化し共有することを目的として、業務工程の管理方法を記述したもの。	○
3	業務実施要領に基づく管理資料	業務実施要領にて規定した管理を行うために必要な資料。会議体の一覧、体制図、進捗状況報告資料等。	○
4	現行業務フロー及び現行業務・システムの課題一覧	現行業務及びシステムについて、業務内容や課題をまとめたもの。	○
5	設計書一式	工程を実施するために必要なドキュメント。基本設計書、詳細設計書、実体関連図(ERD)、データ定義書、情報システム関連図、ネットワーク構成図、ソフトウェア構成図、ハードウェア構成図、プログラム一覧等	○
6	テスト計画兼結果報告書	テストを計画的に進めることを目的としてテスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書に基づき、開発したプログラムが設計通りに動作することを確認するための計画を施したものとびテストの結果について定量・定性的に分析した結果を記述した報告資料。	○
7	OS等バージョンアップ計画書兼結果報告書	OS等バージョンアップを計画的に進めることを目的として提案書等に基づき、開発したプログラムが設計通りに動作することを確認するための計画を施したものとびOS等バージョンアップの結果について定量・定性的に分析した結果を記述した報告資料。	○
8	OS等バージョンアップ手順書	サーバのOS等バージョンアップに当たり、保有・管理するデータの変換、サーバのOS等バージョンアップ要領の策定、例外データ等の処理方法等の手順を記したものの。	○
9	操作手順書（一般利用者向け及び情報システム管理者向け）	一般利用者向け及び情報システム管理者向けに情報システムを使用する操作手順を記したものの。	○
10	運用計画（案）	提案書及び設計内容を踏まえ、監視・管理等の作業の概要、体制、スケジュール等を記述したもの。	○
11	保守作業計画（案）	提案書及び設計内容を踏まえ、保守の作業の概要、体制、スケジュール等を記述したもの。	○
12	情報資産管理標準シート	各項目の内容を記述したもの。	○
13	運用・保守作業報告書	運用計画及び保守作業計画に基づき実施した業務内容等について記述したもの。	○
14	障害報告書（発生時のみ）	障害発生時の対応及び障害の事象を分析した内容等を取りまとめたもの。	△
15	改善提案書	システム障害の発生や情報システム監査で問題点の指摘等があった場合の対応策を記述したもの。	△
16	ソースコード一式	情報システムを動作させるために必要なプログラムソースコード	○
17	設計書やソースコード一式の生成等に使用される設定情報その他の必要な情報一式	ノンプログラミングによる画面生成等プロトタイプイング用のツール等を使用する場合のみ該当	○
18	実行プログラム一式	ソースコードから生成された、実際の動作に使用する実行プログラム	○
19	外部サービスに係る設定情報その他の必要な情報	該当する場合のみ	△
20	引継ぎ書	業務の実施について必要な事項を記述したもの。	○

#### (8) 成果物の納品方法

- ① 成果物は、全て日本語で作成すること。
- ② 用字・用語・記述符号の表記については、「「公用文作成の考え方」の周知について（令和4年1月11日内閣文第1号内閣官房長官通知）」を参考にすること。
- ③ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- ④ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、水産庁から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部・副1部、電磁的記録媒体は1部を納品すること。  
なお、ソースコード、実行プログラム等のプログラムについては、電磁的記録媒体のみで可とする。
- ⑤ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- ⑥ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又はPDFのファイル形式で作成し、CD-R等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ⑦ 納品後、水産庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ⑧ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ⑨ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ⑩ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

#### (9) 納入条件等

納入期限は、契約書記載の履行期限とする。

#### (10) 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、水産庁が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部国際課（農林水産省本館8階 ドアNo.本817）

担当者 伊藤、市川

## 5 作業の実施体制・方法

### (1) 作業実施体制及び作業要員に求める資格等の要件

本業務の推進体制及び本業務受託者に求める作業実施体制は次の図3及び表4のとおりであるが、受託者決定後に協議の上、見直しを行う。また、受託者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

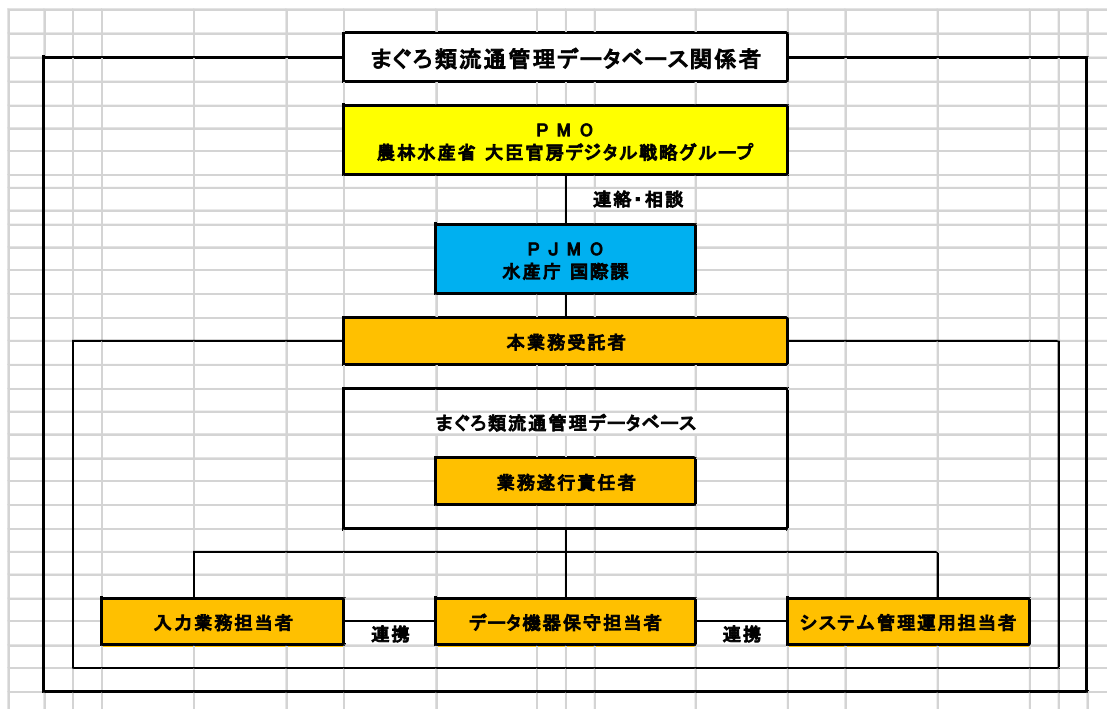


図3 本業務の推進体制

表4 本業務における組織及び受託者に求める作業実施体制の役割

組織等	本業務における役割	資格(いずれかの試験合格者を1名以上含む)及び実績
PMO	担当部署からの情報システム等に係る相談対応を行う。	
PJMO	まぐろ類流通管理データベースの管理組織として、業務の進捗等を管理する。	
本業務受託者	本業務を実施する。 なお、体制については、効率的に運用すると共に、業務間の連携を図ること。	
業務遂行責任者	業務全体を総括し、必要な意思決定を行う。また、各業務間の調整を図るとともに、コミュニケーション窓口を担う。	年間取扱量延べ42千件程度の規模の情報システムの運用、保守管理の遂行責任者としての経験を有すること。
入力業務担当者	まぐろ類流通管理データベースに関する入力業務を行う。	情報処理技術を熟知しているとともに、最新の技術にも精通しており、年間取扱量延べ42千件程度の規模の情報システムの運用、保守管理の経験を有すること。
データ機器保守担当者	まぐろ類流通管理データベースに関する機器の保守及びサーバのOS等バージョンアップを行う。	情報処理技術を熟知しているとともに、最新の技術にも精通しており、年間取扱量延べ42千件程度の規模の情報システムの運用、保守管理の経験を有すること。
システム管理運用担当者	まぐろ類流通管理データベースに関するシステムの管理運用を行う。	情報処理技術を熟知しているとともに、最新の技術にも精通しており、年間取扱量延べ42千件程度の規模の情報システムの運用、保守管理の経験を有すること。

(2) 作業場所

本業務の作業場所については、受託者の責任において用意すること。

なお、本業務のうち、確認書入力業務については、申請日に水産庁国際課内にて行うこと。

(3) 作業の管理に関する要領

運用・保守

受託者は、水産庁が定める運用計画、保守作業計画に基づき、運用・保守業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策の各管理及び報告を行うこと。

## 6 作業の実施に当たっての遵守事項

### (1) 機密保持、資料の取扱い

- ① 担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年3月31日農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）、「農林水産省における個人情報 の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。
- ② 本業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。
  - ア 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
  - イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
  - ウ 持出しを禁止すること。
  - エ 受託事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
  - オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
  - カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。
  - キ 上記以外に、別紙1-2「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

### (2) 個人情報の取扱い

- ① 個人情報の取扱いに係る事項について水産庁と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
  - ア 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制（個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）
- ② 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受託者はその旨を証明する書類を提出し、農林水産省の了承を得たうえで実施すること。
- ③ 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破

棄・消去を実施すること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

- ④ 受託者は、本業務を履行する上で個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- ⑤ 受託者は、水産庁からの指示に基づき、個人情報の取扱いに関して原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受け入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は、受託者（必要に応じ水産庁）は、原則として年1回以上の再委託先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。
- ⑥ 受託者は、個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

### （3）法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）等の関係法規を遵守し履行すること。

また、システム化の検討に当たっては、輸入まぐろ類流通管理事業の根拠法である外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、その他関連法令による事務手続等の流れを遵守すること。

### （4）標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）」（以下「解説書」）を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

### （5）その他文書、標準への準拠

#### ① プロジェクト計画書等

本業務の遂行に当たっては、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェ

クト管理要領との整合を確保して行うこと。

② アプリケーション・コンテンツの作成規程

ア 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。

イ 提供するアプリケーションにぜい弱性を含めないこと。

ウ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。

エ 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。

オ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、ぜい弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

カ サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。

キ 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供すること。

ク 詳細については、担当部署から「アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規程」の説明を受けるとともに、それに基づきアプリケーション・コンテンツの作成及び提供を行うこと。

ケ 当該調達案件の業務遂行に当たっては、担当部署が定めるプロジェクト計画書との整合を確保して行うこと。

コ 当該調達案件の業務の管理に当たっては、担当部署が定めるプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。

サ 開発に当たっては、コーディング規約に準拠して作業を行うこと。

(6) 情報システム監査

① 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受託者は受け入れること。（農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む）。

② 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

(7) セキュリティ要件

情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、実施すること。また、同マニュアルに基づく対策については、別紙1-3「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づくセキュリティ対策要件」を参照すること。

## 7 成果物の取扱いに関する事項

### (1) 知的財産権の帰属

- ① 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て水産庁に帰属するものとする。
- ② 水産庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に水産庁の承認を得ることとし、水産庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら水産庁の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、水産庁は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- ④ 本調達に係るプログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、水産庁から受託者に対価が完済されたとき受託者から水産庁に移転するものとする。
- ⑤ 受託者は水産庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ⑥ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

### (2) 契約不適合責任

- ① 水産庁は検収完了後、成果物についてシステム仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受託者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うものとする。ただし、水産庁が追完の方法についても請求した場合で

あって、水産庁に不相当な負担を課するものでないときは、受託者は水産庁が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができること。

- ② 前記①にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、受託者は前記①に規定された追完に係る義務を負わないものとする。
- ③ 水産庁は、当該契約不適合（受託者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができること。
- ④ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、水産庁は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができること。
- ⑤ 受託者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内に水産庁から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、検収完了時において受託者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因するときにはこの限りでない。
- ⑥ 前記①から⑤までの規定は、契約不適合が水産庁の提供した資料等又は水産庁の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

### (3) 検収

- ① 本業務の受託者は、成果物等について、納品期日までに水産庁に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ② 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について農林水産省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

## 8 入札参加資格に関する事項

### (1) 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 公告日において令和 4・5・6 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有していること（地方公共団体は除く）。
- ④ 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

### (2) 受注実績

応募者は、本業務と類似する申請審査業務、データ入力及びデータ分析に関するシステム保守・管理事業の受注実績を過去 5 年以内に有すること。

### (3) 複数事業者による共同提案

複数団体による提案も可とする。複数団体による提案とは、複数の団体が共同して行う提案（以下「共同提案」という。）及び複数の団体が本委託事業の受託のために組織した任意団体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの）が行う提案（以下「グループ提案」という。）とする。共同提案及びグループ提案を行う場合は、水産庁との連絡調整等を行うため、代表機関を選定すること。また、共同提案を行う全ての団体及びグループ提案を行う団体を構成する全ての団体が参加資格(1)から(4)に記載する全ての要件に適合している必要があり、当該共同提案及びグループ提案を行う複数団体を構成する団体（以下「構成員」という。）は、本入札において他の複数団体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

なお、グループ提案を行う団体は、本委託事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た規約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書若しくは構成する全ての団体間での契約締結書を予め作成する必要がある。

### (4) 応募制限

- ① 本業務を直接担当する農林水産省 IT テクニカルアドバイザー（旧農林水産省 CIO 補佐官に相当）、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利

害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して応募に参加できないものとする。

## 9 再請負に関する事項

### (1) 再請負の制限及び再請負を認める場合の条件

- ① 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再請負してはならない。
- ② 受託者における遂行責任者を再請負先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ③ 受託者は再請負先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ④ 再請負先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。
- ⑤ 再請負を行う場合、再請負先が「8（4）応募制限」に示す要件を満たすこと。

### (2) 承認手続

- ① 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再請負する場合には、あらかじめ再請負の相手方の商号又は名称及び住所並びに再請負を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した別添の再請負承認申請書を水産庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ② 前項による再請負の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再請負に関する書面を水産庁に提出し、承認を受けること。
- ③ 再請負の相手方が更に請負を行うなど複数の段階で再請負が行われる場合（以下「再々請負」という。）には、当該再々請負の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々請負を行う業務の範囲を書面で報告すること。

### (3) 再請負先の契約違反等

再請負先において、本業務仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、水産庁は、当該再請負先への再請負の中止を請求することができる。

## 10 その他特記事項

### (1) 前提条件等

- ① 本業務仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本業務仕様書の内容が優先する。
- ② 本業務は、令和5年度の予算成立を条件とする。令和5年3月31日以前に令和5年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行う可能性がある。
- ③ 本業務受注後に業務仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって水産庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（請負料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が確認することによって変更を確定する。

### (2) 公示期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、水産庁内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

#### ① 資料閲覧場所

東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁資源管理部国際課  
（農林水産省南別館8階 ドアNo. 本817）

#### ② 閲覧期間及び時間

ア 令和5年2月14日から令和5年2月21日まで  
イ 行政機関の休日を除く日  
の10時から16時30分まで。（12時から13時を除く。）

#### ③ 閲覧手続

最大2名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別記様式1-1「資料閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の7日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに別記様式2「機密保持誓約書」に記載の上、提出すること。

#### ④ 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

#### ⑤ 連絡先

水産庁資源管理部国際課 電話03-3502-8204

#### ⑥ 事業者が閲覧できる資料

閲覧に供する資料は以下のとおり。

- ・ 令和2年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち国際資源の管理体制構

築促進事業のうち輸入まぐろ類流通管理事業の実績報告書

- ・令和3年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち国際資源の管理体制構

築促進事業のうち輸入まぐろ類流通管理事業の実績報告書

- ・まぐろ類流通管理データベースプロジェクト計画書
- ・まぐろ類流通管理データベース運用マニュアル
- ・ソフトウェア情報

### (3) その他

本仕様書について疑義等がある場合は、質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

## 11 附属文書

- ・別紙1-1 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様
- ・別紙1-2 情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づくセキュリティ対策要件
- ・別記様式1-1 資料閲覧申込書（含む機密保持誓約書）

以 上

## 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

## I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

## II 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供

- 1 受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）

(1) ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

(2) プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

(3) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

(4) MS 認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

## III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。また、以下の措置を講じることが証明する資料を提出すること。

- (1) 本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
  - (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
  - (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)
  - (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
  - (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
  - (6) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
  - (7) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 25 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
  - (8) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
  - (9) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
  - (10) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。
  - 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
  - 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要

となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

#### IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能

(イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能

(ウ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能

(エ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能

(オ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能

(2) 開発する情報システムに関連する脆(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。

イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。

ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。

エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

2 受託者は、本業務において情報システムの設計・開発を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

ア 主体認証機能

イ アクセス制御機能

ウ 権限管理機能

エ 識別コード・主体認証情報の付与管理

オ ログの取得・管理

- カ 暗号化機能・電子署名機能
  - キ 暗号化・電子署名に係る管理
  - ク ソフトウェアに関する脆(ぜい)弱性等対策
  - ケ 不正プログラム対策
  - コ サービス不能攻撃対策
  - サ 標的型攻撃対策
  - シ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定
  - ス 政府ドメイン名(gojp)の使用
  - セ 不正なウェブサイトへの誘導防止
  - ソ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知
- (2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。
  - イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。
  - ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。
- (3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
- ア ソースコードが不正に変更されることを防止するため、ソースコードの変更管理、アクセス制御及びバックアップの取得について適切に管理すること。
  - イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針に従うこと。
  - ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、情報システムの設計及びソースコードを精査する範囲及び方法を定め実施すること。
  - エ オフショア開発を実施する場合、試験データとして実データを使用しないこと。
- 3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。
- 4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。
- (1) 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
  - (2) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
  - (3) 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
  - (4) 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
  - (5) 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
  - (6) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定: 2022年4月20日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情

報資産管理標準シートの提出。

- (7) 情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
  - (1) 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
  - (2) 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
  - (3) 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立
- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
  - (1) 監視するイベントの種類
  - (2) 監視体制
  - (3) 監視状況の報告手順
  - (4) 情報セキュリティインシデントの可能性のある事象を認知した場合の報告手順
  - (5) 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(ぜい)弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
  - (1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
  - (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

#### V クラウドサービス等外部サービスに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、クラウドサービス等外部サービスを活用する場合には、外部サービス毎に以下の措置を講ずること。また、当該外部サービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該外部サービスに対して、Ⅹの措置を講ずること。

## 1 外部サービス条件

- (1) 外部サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
  - (2) 外部サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
  - (3) クラウドサービスの場合、ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- 2 ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスであること。
- 3 ISMAP クラウドサービスリストに登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAP の管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)を原則として全て満たしていること。
- 4 クラウドサービス以外の外部サービスの場合は、以下の措置を講じること。
- (1) 外部サービスの利用を通じて農林水産省が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止。
  - (2) 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること)。
  - (3) 外部サービス提供者の資本関係・役員等の情報、外部サービスの提供が行われる施設等の場所、外部サービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
  - (4) 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。
  - (5) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。
  - (6) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。
  - (7) 外部サービス提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱い手順について外部サービス提供者と合意し、定められた手順により情報を取り扱うこと。

## VI Web システム/Web アプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Web システム/Web アプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Web システム/Web アプリケーションセキュリティ要件書 Ver.4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

## VII 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講じること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイドンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(ぜい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
  - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果)
  - (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

#### VIII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

#### IX 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業

者に委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2及びⅢの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

#### X 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅴの1、Ⅴの2、Ⅶの1及びⅦの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあつては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあつては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

#### XI 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅶ及びⅨに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルにも基づくセキュリティ対策要件

○システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として48時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

○通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。

○不正通信の遮断

通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。

○通信のなりすまし防止

情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。

○サービス不能化の防止

サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用して情報システムを構築すること。

○不正プログラムの感染防止

不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

○不正プログラム対策の管理

システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。

○ログの蓄積・管理

情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、1年間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。

○ログの保護

ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。

○時刻の正確性確保

情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

○侵入検知

不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介して所属する府省庁外と送受信される通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

○サービス不能化の検知

サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

○主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、知識による主体認証方式（ID、パスワード）を採用すること。

○ライフサイクル管理

主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

○アクセス権管理

情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

○管理者権限の保護

特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

○通信経路上の盗聴防止

通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信回線を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。

○保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないことに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。

#### ○保存情報の完全性確保

情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

#### ○システムの構成管理

情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

#### ○調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

#### ○情報セキュリティ水準低下の防止

情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。

#### ○プライバシー保護

情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。

#### ○構築時の脆弱性対策

情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

#### ○情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、使用する端末の保管場所の施錠やワイヤーロック等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

○侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

○運用時の脆弱性対策

運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。

○委託先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。

また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

資料閲覧申請書

申込日： 令和 年 月 日

1 会社名：

2 住所：

3 担当者名：

4 電話番号：

5 E-mail アドレス：

6 閲覧日時： 令和 年 月 日 時

7 閲覧者氏名：

：  
：  
：

水産庁資源管理部国際課 宛

機密保持誓約書

当社は、「令和 5 年度輸入まぐろ類流通管理事業に係るまぐろ類流通管理データベースの運用・保守及びサーバの OS 等バージョンアップ業務」（以下「本件業務」という）に係る資料閲覧に当たり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 農林水産省の情報セキュリティに関する規程等を遵守し、次の情報を除き農林水産省が開示した情報（以下「閲覧情報」という）を、本件業務を調達する目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩しません。
  - ① 開示の時点ですでに公知のもの、又は、当社の責めによらずして公知となったもの
  - ② 正当な第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
  - ③ 開示の時点ですでに保有しているもの
- 2 当社は、閲覧情報を第三者に開示若しくは漏洩することのないように必要な措置を講じます。
- 3 閲覧資料については、一切複製、複写、撮影、記録、又は閲覧場所からの持ち出しを行いません。
- 4 本件業務に係る調達の期間中及び終了後にかかわらず、本誓約を遵守いたします。
- 5 当社が本誓約に違反し、閲覧情報を本調達の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えい等した場合、当社は、一切の責任を負担し、これにより農林水産省が被った一切の損害を賠償します。また、その際には秘密保持に関する農林水産省の監査を受けることとし、誠実に対応します。

令和 年 月 日  
住 所  
会 社 名  
氏 名

印